

第 597 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 7 月 12 日（金） 16:30～17:20

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

- (1) 部会報告
- (2) その他

4 配布資料

- (1) 部会の開催状況
- (2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 14 年 6 月分）
- (3) 平成 14 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 5 号）
- (4) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】竹内会長、美添委員、廣松委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、
農林水産省島田企画調整室長、国土交通省藤田企画調整室長、
東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省柚木統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 部会の開催状況

○ 鉱工業・建設統計部会

平成 14 年 6 月 20 日及び 7 月 4 日に開催された第 71 回及び第 72 回鉱工業・建設統計部会（議題：「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」）の開催結果について、清水部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

飯島委員）工業統計調査における従業者には臨時雇用者は含まれないのか。

清水部会長）従業者の中には臨時雇用者と常用雇用者があるが、調査票には「臨時雇用者」と「臨時雇用者を除く従業者計」という記入欄があり、概念上は臨時雇用者も従業者に含まれている。

飯島委員）事業所規模による調査対象の裾切は、臨時雇用者が何人いたとしても、常用雇用者の数のみで 4 人以上と 3 人以下に区分しているのか。

石田調査官（経済産業省経済産業政策局調査統計部統括経済産業調査官）常用雇用者数を基に裾切りを行っている。12 月 31 日が調査日となっているため、臨時雇用者を含めた数字で合計を作っていくと事業所間で大きく変動することなどから、「臨時雇用者を除く従業者計」欄を設け、それを常用雇用者数として裾切りを行っている。

竹内会長）そうすると、事業所規模別というときには、すべて常用雇用者数を基に結果表章を行っているのか。また、それは他の統計調査との整合性は取られているのか。

石田調査官) 経済産業省が実施する統計調査は全て同じ概念付けとなっている。

飯島委員) この調査の中には、常用雇用者を極端に削減し、端的に言えば、社長1人のみ常用雇用者で、あとは全員臨時雇用者というケースがある。つまり、常用雇用者数が3人以下であっても、実態は15人ないし20人で会社経営している場合もあり得る。一方、4人以上の常用雇用者があるが、実際は10人で経営しているという事業所もある。したがって、常用雇用者数でみると3人以下の事業所の方が、4人以上の事業所よりも実態として規模が大きい場合もあり得るので、この区分の考え方については、明確にしておく必要がある。

石田調査官) そのような問題もあるとは思いますが、常用雇用者の定義は月18日以上勤務するものとして長期に働くパートタイマー等も含まれており、短期の日雇いというようなものだけが臨時雇用者とされている。したがって、臨時雇用者については、12月31日の調査時点でみると、その職に就いていない場合や、休みなく働き続けている場合もあるなど区々であり、また、12月25日前後に雇用を打ち切っているところもあること等から、常用雇用者数を基に裾切を行うこととしている。

竹内会長) 経済産業省では事業所規模を常用雇用者数で区分しているとのことであるが、他府省も全て同じか。

渡辺部長) 厚生労働省では、日雇い労働者等の場合は、季節変動で調査時点だけが多くなる可能性があることから、製造業の事業所や企業の規模をいうときは、通常は常用雇用者数としている。

飯島委員が指摘されたように、常用雇用者が僅かで臨時雇用者が大多数を占めるような企業がどんどん増えてくれば、そのような視点も検討課題となり得るだろう。

舟岡委員) 従業者区分では、常用雇用者ではない個人事業主、家族従業者、派遣受入者も含めて常用雇用者として区分しているのか。

石田調査官) 基本的には、家族従業者、個人事業主は常用雇用者としているが、派遣受入者については、給料を支払っている場合は含めるが、親元が給料を支払っている場合は含めていないものが多い。

舟岡委員) この調査ではどうなのか。

堀審査官) 調査票に記載された項目には派遣受入者も常用雇用者に含まれている。

竹内会長) パート・アルバイト等であっても、ある程度長期であれば常用雇用者に含まれている。短期の臨時雇用者はそれほど多くはないのではないか。

飯島委員) 今の説明からすると、短期の臨時雇用者はそれほど多くはないだろう。しかし、地方では結構多くみられる。

清水部会長) 規模に従業者数あるいは労働者数で測る場合、臨時雇用者を含めると規模が過大推計となる可能性があるということであり、本来ならば延べのマン・アワーで把握すべきかもしれない。臨時雇用者は労働時間数が小さい分ディスカウントすべきであるとして、極端なディスカウントを行い、規模区分から臨時雇用者を除くことになっているのではないか。

飯島委員) 考え方は、今の説明ではっきりした。しかし、雇用の多様化は益々進んでおり、多様化する雇用形態を今後、工業統計でどのようにとらえるかについては、これからの課題になるだろう。また、これは経済産業省のみならず、全府省に共通した課題であ

と思う。

竹内会長) ほかに御意見はないか。

飯島委員) 商工業石油等消費統計調査は、経済産業省所管の業種、産業の石油消費の統計調査であり、民生、運輸等は含まれないと理解している。名称を「工業石油等」あるいは「主要製造業」とすると、「商業・流通」が含まれなくなる。「エネルギー多消費型産業」も名称としてはおかしい。個人的には「経済産業省石油等消費統計調査」の方がすっきりしてよくわかると思う。

また、対象業種以外の民生、運輸等についても、経済産業省のこの統計調査の手法を踏まえながら、合理的で簡素な方向で横断的に展開し、国全体として石油消費の動向が明確に分かるようにすることが重要ではないかと思う。

竹内会長) 商業が外れるということで名称を変更する。

飯島委員) 完全に製造業主体の調査となるのか。

清水部会長) 調査業種は、製造業の中でも主要な製造業に限定される。

竹内会長) エネルギー消費統計は非常に重要な統計であるが、これには多くの情報源がある。

例えば、電力であれば、電力会社からも調べられる。この調査は多くの情報源がある中でどこの何を狙ってやるのかということは非常に難しい面もある。

今回、調査対象を縮小するが、これに代わる情報が得られない訳ではない。そのような面から議論されている改正省エネ法（エネルギー使用の合理化に関する法律）に基づく届出によりかなりの情報が得られると思われるため、業務統計化は是非行っていただきたい。

それらの情報を全て統合して、エネルギー消費全体を推計し、国の公的な統計データとして公表することは難しいとの説明は理解できる。

第72回鉱工業・建設部会の結果概要5(3)の「エネルギーバランス表の推計方法が非公開となっている理由を確認してもらいたい。」とはどのようなことか。

清水部会長) エネルギーバランス表は公表されているが、推計方法は公表されていない。資源エネルギー庁に確認してもらい、第73回部会で説明していただくこととしている。

堀審査官) 補足させていただくと、現在、改正作業中のエネルギーバランス表の推計方法については、公開を前提とした作業を行っている。

竹内会長) 推計方法について、細かい部分まで公開できるかということと、理解できるかということとは別問題だろうと思うので、原則の部分は公開していただければよい。推計結果を公表するより、関心のある者が自ら正確な数字を推計できるようにした方がよいのではないかと思う。

名称については実態を表すものにすべきであるという意見があるが、実施者としてはどのように考えているのか。

石田調査官) エネルギー消費型産業を製造業だけに限定するつもりはない。ある意味においては、所管サービス業等を調査対象とする動きがあれば対応したいと考えている。

ただし、一旦縮小した名称に変更すると、その後拡大しようとするときに予算上等で十分な対応が取りにくくなるという問題もある。今まで経済産業省は、サービス業は「商工業」の「商」で読むことができると解釈し、対象業種を展開する上では不便はなかった。しかし、製造業に限定されると、そういう懸念が生じ、いざ業種展開を

行うというときには大変であると考えている。

竹内会長) 現在の名称案では経済産業省所管の業種を全て含むというイメージがあることから、変更すべきという意見が出されている。私の急な思いつきではあるが、例えば「経済産業省特定産業石油等消費統計調査」というように「特定産業」のようなものでも付けたらどうか。いずれにしても、この問題は良く検討していただきたい。

菅野委員) 部会でも、この問題について議論が盛り上がったが、一つのポイントは鉱工業・建設統計部会のみにとまらず、一度、府省の名前を統計調査に付けると、他府省でも付けるべきか、所管官庁の名前からスタートするのが指定統計の正しい姿なのかという方法論にもなってしまう。特にそのような形式論にこだわるつもりはないが、今回の改正は従来の「商業」が明らかに対象外となる訳であり、むしろ実態を表した方がよいというのが部会に出席した大方の委員の印象である。もし将来、サービス業を対象とするのであれば、調査の内容を再度部会で議論する際に名称を変えればよいというのが部会の意見であったと思う。

もう一点は、本審議会でも飯島委員から意見が出されているが、本来、特定の所管官庁の業種に関係なく、エネルギーという業界横断的な統計を議論するに当たって、エネルギーバランス表や、商業、運輸、流通、サービス産業等の業種展開などを考えた場合、経済産業省だけではなく、包括的なエネルギーという横断的な統計をどこかで議論しなければ、部分的な議論では限界があると痛感している。

竹内会長) 菅野委員の発言は良く理解できる。この「商工業石油等消費統計調査」というのは、昭和 57 年以前は「商鉱工業エネルギー消費統計調査」という名称であり、そもそもの出発点は、オイルショック後にエネルギー需給が大きな問題となり、エネルギー消費の実態をなるべく把握しようということからスタートした。

当時の統計審議会委員としての記憶では、全体のカバレッジを体系的に行うことが考えられていたが、その後、石油の需給が緩和したこともあって、世の中の切迫感がなくなり、徐々に規模を縮小して通商産業省（当時）所管の商工業のみに限定された。

総合的にエネルギー消費の構造を把握することは重要であるが、体系的な統計調査を実施する段階になると、エネルギー消費自体には様々なデータが別々に存在するため、それらのデータをどのように統合し、総合的理解を行うか、どのようなデータが欠落しているかについては、なかなか分かりづらい部分がある。

そのような意味では、総合的に全ての民生、運輸等を含めた産業を網羅し、統計調査を行うことも考えられるが、現在の厳しい調査環境では無理である。様々な方向から検討を行うことが必要だろう。

当面の課題として、経済産業省が所管するこの統計調査に関しては、ある程度縮小することはやむを得ないと考えている。しかし、政策的需要がない民生関連等では欠落している部分があり、また、商業のみをとらえても、雑居ビル、地下街等の半公共的空間のエネルギー消費量は多いが、その調査主体はどこで、どのような形態で行っているのかがよく分からない。むしろ、電力会社からの配電量を調査する方が早いかもしれないが、様々な側面があるため、もう少し検討していただく必要がある。

清水部会長) 会長の御指摘はそのとおりであると思う。しかし、今回の諮問に係る調査内容の改正は、この調査が石油危機以降の行政ニーズから出発し、包括的 (comprehensive)

な構造統計を目的にしたものではなかったという過去の経緯がある一方で、特に石油を主体としたエネルギーの需給が緩和し、行政ニーズが多少低下してきたという状況を踏まえての改正でもある。

また、菅野委員から御指摘のあったような包括的な構造統計を、経済産業省だけで実施するわけにはいかない。全体としての包括的な構造統計をどのような機関がどのような形で実施すべきかについては、現行の統計審議会の中では、関連するテーマが審議事項に挙げられたとしても審議ができない。かつ、審議したとしても、それをどこに答申すれば良いのかといった、大変難しい問題を抱えている。しかし、本審議会で議論があったことは事実であるため、その点は今後の検討の際に付け加えておきたい。

竹内会長) 石油危機の際には、石油が枯渇するのではないかという切迫感があり、包括的な統計を作ろうという考えがかなりあった。しかし、当面の行政目的のための必要性からこの統計がスタートし、切迫感も漸減していった。

ところが、近年、CO₂温室効果の地球温暖化問題で、別の形でエネルギーの消費が問題になってきた。そして、その関連で改正省エネ法が成立し、これに基づく届出も行われる。こういった方向からの必要性も出てきているので、これは業務統計として包括的なものにしていただきたい。

統計そのものは継続性が必要であると同時に、統計は必要性に応じて変化しなければならない。問題が起こってから急に統計調査を始めたのでは手遅れということもあるので、是非、改正省エネ法に基づく業務統計の作成をお願いしたい。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成14年6月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「作物統計調査」、「船舶船員統計調査」、「造船造機統計調査」、「船員労働統計調査」、「自動車輸送統計調査」、「内航船舶輸送統計調査」、「商業動態統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「所得再分配調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料2による報告が行われた。